

**大学発新産業創出プログラム (START)  
大学・エコシステム推進型  
スタートアップ・エコシステム形成支援  
令和4年度補正予算  
増額支援要領  
(EDGE-PRIME Initiative)**

令和5年1月  
科学技術振興機構 産学連携展開部

# 1. 支援の概要

- 政府において、新しい資本主義の実現に向けた重点投資の主要な柱の1つとしてスタートアップを位置づけ、スタートアップを5年で10倍増とする目標を掲げています。スタートアップ創出の抜本的拡大のためには、起業を志す人材を育成する機会の抜本的拡充が重要です。
- こうした状況を踏まえ、スタートアップ創出の基盤となる人材の量や多様性を増やすため、拠点都市を中心に、**アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等※へ拡大する取組**を支援します。  
※ 本要領では、高校生等は「高校生、中学生、小学生及び高専生」を指します。
- 本増額支援（以下「本支援」といいます。）は、**スタートアップ・エコシステム形成支援で現在支援を受けているプラットフォーム（以下「PF」といいます。）が対象**となります（新規の募集ではありません）。
- 本支援は、令和4年度第2次補正予算の**「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金」（以下「本補助金」といいます。）**によって行われる事業となります。

# 1. 支援の概要（補足）

- 現在実施しているスタートアップ・エコシステム形成支援の当初予算による支援（以下「当初予算による支援」といいます。）と本支援との主な差異は以下の通りです。

|      | スタートアップ・エコシステム形成支援             |   |
|------|--------------------------------|---|
|      | 本支援（EDGE-PRIME Initiative）     | 当初予算による支援   |
| 予算   | 令和4年度補正予算<br>（文部科学省からJSTへの補助金） | 当初予算<br>（文部科学省からJSTへの運営費交付金）  |
| 支援期間 | 契約締結日の属する年度末まで                 | 令和3年度採択PF：令和7年度末まで<br>令和4年度採択PF：令和8年度末まで  |
| 実施内容 | ・高校生等へのアントレプレナーシップ教育の拡大に向けた取組  | ・起業活動支援プログラムの運営<br>・アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等<br>・起業環境の整備<br>・拠点都市のエコシステムの形成・発展 |

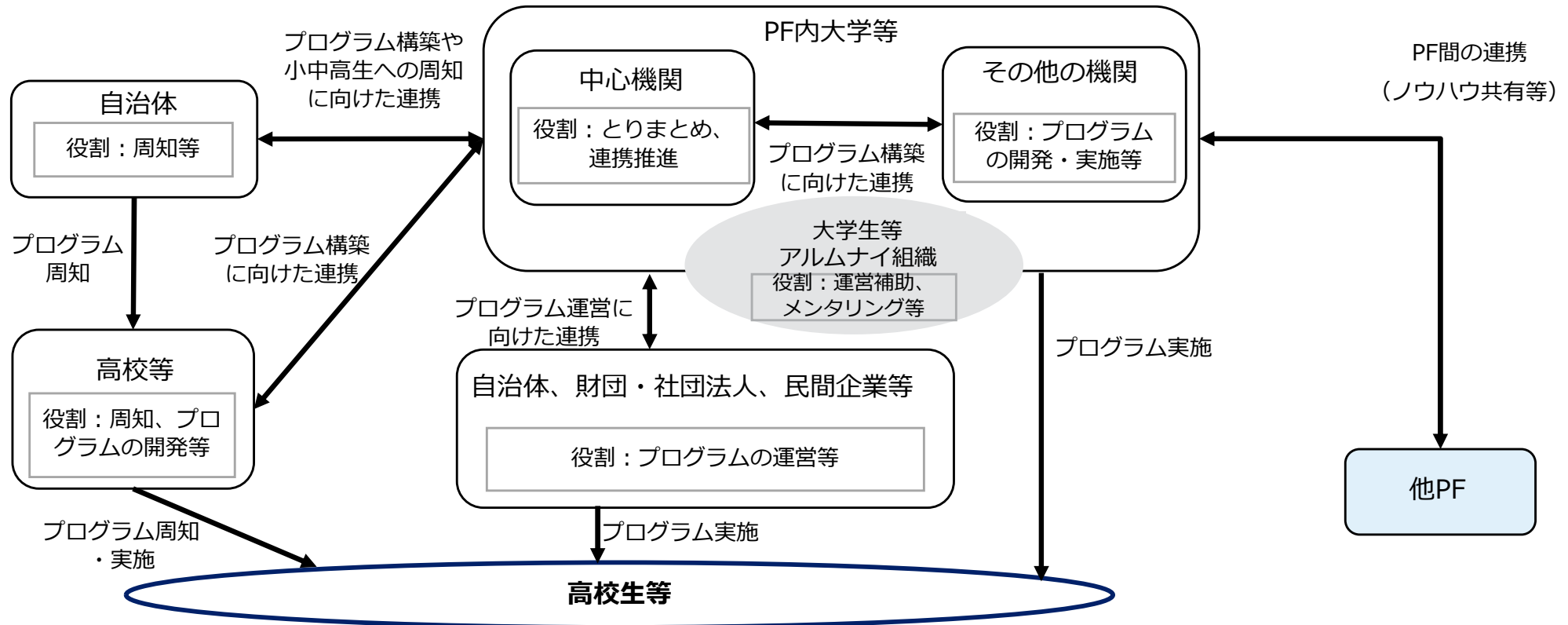
## 2. 本支援の目指す姿

### 【本支援終了時】

- ✓ 大学だけでなく、民間等のリソースを最大限に活用しながら、高校生等を対象に様々なアントレプレナーシップ教育プログラムを開発・試行し、高校生等にとって効果的なプログラムの検証及び特定を行うことで、令和6年度以降の高校生等向けの継続的なプログラム実施の足場を構築する。

高校生等に対し持続的にプログラム提供するための連携体制の例

※あくまで一例であり、これに限りません。また、下記役割の一部は同じ機関が担うことや、1つの役割を複数の機関で担うことも考えられます。



### 3. 本支援で実施するアントレプレナーシップ教育について①

本支援では、下記①のプログラムを主な対象としますが、社会課題の解決や起業に関心が高い高校生等に対しては②のプログラムも積極的に実施することを推奨します。

※本支援で実施するプログラムは、学校教育における教育課程内での取組に限らず、**長期休暇や休日、放課後等を活用した取組も可能とし、実施場所についても学校内外を問わない。**

(なお、②については主に長期休暇や休日、放課後等を活用した学校外の取組を想定)

|          | ①アントレプレナーシップの醸成段階   | ②アントレプレナーシップの発揮段階   |
|----------|---|---|
| プログラムの目的 | <ul style="list-style-type: none"><li>・起業を身近に感じる</li><li>・不確実性の高い環境下でも自身の持つ資源を超えて課題解決や未来創造の機会を追求し、そこに向けた行動を起こしていくための考え方と行動様式を学ぶ</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・社会課題の解決や起業に関心が高い高校生等が、必要な知識の学習を行うとともにメンタリング等の提供を受け、実践につなげる</li></ul> |

※アントレプレナーシップ教育の段階については、次ページを参照

### 3. 本支援で実施するアントレプレナーシップ教育について②

#### アントレプレナーシップ教育の全体像

②で対象とする段階

アントレプレナーシップの発揮

社会実践段階

スタートアップ、スモールビジネス、地域特有課題の解決など、取り組みたいテーマ・内容に応じ、実際に事業・活動を進めていくために必要な専門知識等を獲得し、それぞれの実践に繋げる。

コンピテンシーの形成段階

課題解決や未来創造のために必要な汎用知識やスキルの習得機会、及び課題解決に向けた仮説検証等実践の機会獲得につなげることができる。

動機付け・意識醸成段階

社会に存在する課題を自分事として捉える課題発見力や共感力を育み、不確実性の高い環境下でも自身の持つ資源を超えて課題解決や未来創造の機会を追求し行動を起こす精神と態度の獲得

アントレプレナーシップの醸成

①で対象とする段階

## 4. 実施内容①-1

### ①高校生等へ提供するアントレプレナーシップ教育プログラムの開発・運営

#### 【必須とする取組】

- ✓ 産学官のリソースを結集し、PFの特色を生かした多様な高校生等向けアントレプレナーシップ教育プログラムを開発・運営する（なお、大学生等向けの既存のプログラムを高校生等を実施し、高校生等に適しているか検証し必要に応じて改善する一連の取組も、「プログラムの開発・運営」に含む）。
- ✓ 開発・運営したプログラムの振り返り、課題抽出等といったプログラム改善のためのPDCAを回せるような取組を実施する。
- ✓ 本支援において実施したプログラムのパッケージ化（ノウハウ伝承のための指導方法や教材のマニュアル化等）を行う。
- ✓ オンデマンドコンテンツを整備する等、希望する高校生等がいつでもどこでもアントレプレナーシップ教育に触れられるきっかけを構築する。
- ✓ プログラムの開発・試行・検証を通して、対象となる高校生等に適した効果的なプログラムの特色や課題等を特定し、実績報告書等においてJSTへ報告する。

#### 【推奨する取組】

- ✓ 社会課題の解決や起業に関心が高い高校生等向けに、より実践的なプログラムを開発・運営する。
- ✓ 大学生向けのプログラムとの接続が可能な高校生等向けプログラムを検討する等、高大接続を意識した取組を実施する。

## 4. 実施内容①-2

### ①高校生等へ提供するアントレプレナーシップ教育プログラムの開発・運営（つづき）

#### 【開発・実施を推奨するプログラムの例】

※増額支援要領p5「3. 本支援で実施するアントレプレナーシップ教育について」もあわせて確認ください。

※あくまで一例であり、下記以外でも構いません。また、下記すべてを実施する必要はありません。

- ✓ 自治体等と連携した地域の課題解決型プログラム
- ✓ 起業家の講演の聴講、課題の発見、ビジネスプラン策定、ピッチといった動機付けから仮説検証まで一気通貫となったプログラム
- ✓ プログラミング(Python等)と組み合わせた商品開発等のプログラム
- ✓ 理科実験教室等、STEAM教育と組み合わせたプログラム
- ✓ 英語を活用した、SDGs等のグローバル課題の解決型プログラム
- ✓ 海外機関と連携し、海外の学生等との交流も可能なプログラム
- ✓ オンデマンド型のプログラム
- ✓ 高等学校の「総合的な探究の時間」、小中学校の「総合的な学習の時間」と連携したプログラム
- ✓ 大学の研究力や人材等を活用し、事業化のアイデアを検討するような実践的プログラム
- ✓ グローバル・サイエンス・キャンパスやジュニアドクター育成塾採択機関等と連携したプログラム
- ✓ PF域内のスーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）指定校の生徒向けのプログラム
- ✓ 社会課題の解決や起業に関心が高い高校生等に対し、社会課題の解決や起業の実現に向け、必要となる資源（フィールドやメンター人材等）の提供を行いながら伴走するプログラム
- ✓ 突出した意欲や能力を有する高校生等向けに各々の特異な才能を活かしながら実践に繋げることを支援するプログラム



## 4. 実施内容②

### ②各PFにおいて高校生等へ持続的にアントレプレナーシップ教育プログラムを提供する体制の構築

#### 【必須とする取組】

- ✓ 各PFにおいて、本支援による取組を推進するにあたり、PF内の協力機関、自治体、民間企業、高校等、起業家等も巻き込み、推進体制を構築する。
- ✓ 高校生等へプログラムを提供するにあたり、希望する協力者（アントレプレナーシップ教育を受講した大学生、起業家および大学・高校等の教職員等）へ必要な研修を行い、協力者の人材プールを構築する等、協力体制を整備する。
- ✓ 高校生等向けのプログラムが定着する仕組み（例えば、優れた取組をPRすることで寄付金や補助金等を獲得する方策等）を検討する。

#### 【推奨する取組】

- ✓ グローバル・サイエンス・キャンパスやジュニアドクター育成塾の採択大学等や、SSH指定校や中小企業庁起業家教育事業の採択校も含む小中高等学校と連携し、アントレプレナーシップ教育の実施を希望する高校等への支援や、STEAM教育とアントレプレナーシップ教育の連携を推進できる体制を構築する。
- ✓ 自治体・民間企業・金融機関等からの出向受け入れやクロスアポイント等を実施することにより、持続的に運営が可能な仕組みを構築する。

## 4. 実施内容③

### ③ 本取組に関する広報・イベント等の実施

#### 【必須とする取組】

- ✓ 本取組の積極的かつ効果的な広報を実施する。
  - 対外的な情報をwebサイト等で発信する。
  - 大学等からの直接の発信だけでなく、高校等や自治体（知事部局等）を通じプログラムを広報する。
- ✓ ノウハウの共有ができるようなコミュニティ形成や、ネットワーク構築イベント等を実施する。

#### 【推奨する取組】

- ✓ 文部科学省が推薦する起業家等を招いたイベント（キックオフシンポジウム等）を開催する。
- ✓ PF同士が連携した取組（PF間でのプログラムの受講者相互受入等）を実施する。
- ✓ 本取組で生じた成果（開発・実施したプログラムの内容や、実施ノウハウ等）について、PF同士で情報共有を行う。
- ✓ 優れた成果が出た場合は、学会発表や論文執筆等の成果発信を行う。

## 5. 支援対象機関について

### 経費の執行が可能な機関について

- 本支援は、スタートアップ・エコシステム形成支援で現在支援を受けているPFに対する増額支援となります。そのため、経費の執行が可能な機関はPFの主幹機関・共同機関となります。

### 共同機関の追加について

- 本支援で経費の執行を希望し、現在PFに主幹機関・共同機関として参画していない場合、共同機関としてPFに新たに参画する必要があります。  
その際、以下の点にご留意ください。
  - ✓ JSTとの契約には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。
  - ✓ また、研究活動（アントレプレナーシップ教育に関する研究活動等）を行う機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出も必要です。
  - ✓ 共同機関として参画する場合、当初予算による支援において「アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等」の項目を実施することが必要です。
  - ✓ また、共同機関となるには、スタートアップ・エコシステム拠点都市にすでに参画しているか、参画に対して合意が得られている、または共同機関として追加された当該年度末までに参画する見込みがある必要があります。
  - ✓ 主幹機関・共同機関からPF内の他の主幹機関・共同機関への外注はできません。

### 他事業で採択されている大学、自治体、小中高等学校との連携について

- スタートアップ・エコシステム形成支援の幹事自治体をはじめとする自治体、グローバル・サイエンス・キャンパスやジュニアドクター育成塾の採択大学、SSH指定校や中小企業庁起業家教育事業の採択校も含む小中高等学校との連携を推奨します。  
ただし、PFの主幹機関・共同機関以外は本支援で経費の執行はできません。

## 6. 募集締切、支援期間、支援額

### 募集締切

2023年2月27日（月） 12時

### 支援期間（予定）

契約締結日～契約締結日の属する年度末(3月31日) まで

### 支援額（直接経費）

1PFあたり上限1.5億円（直接経費）

※間接経費は直接経費の30%が上限となります。

※本支援の予算総額は約10億円（直接経費、間接経費の合計）となります。7PFを増額支援した場合、1PFあたりの予算規模の平均は1.1億円程度（直接経費）となります。

※必ずしも上限金額まで申請する必要はありません。

## 7. 執行の留意点①

### 外注についての留意点

- 第三者に再委託することはできません。業務を外部に依頼する場合、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注するような請負契約は、外注費として直接経費で計上することが認められています。
- 協力機関への外注の際は、利益排除等の措置を行ってください。
- 主幹機関・共同機関からPF内の他の主幹機関・共同機関への外注はできません。

### 令和4年度の補正（補助金）事業であることによる留意点

- 執行にあたっては、JSTが配分する他の研究資金とは区別して管理することが求められます。経費の切り分けが明確にできる場合以外は、本補助金と当初予算による支援との合算使用や、その他補助金および競争的資金等、用途の特定された経費との合算使用はできません。都度JSTへの事前相談を行ってください。
- 企業等（大学等以外）について、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の物品の委託研究費による調達は認められません。
- 事業実施期間中または終了後に書面または実地による経費執行についての確認を行います。JSTと委託研究開発契約を締結したすべての機関で収支簿の提出が必須となります。

## 7. 執行の留意点②

### 令和4年度の補正（補助金）事業であることによる留意点（つづき）

- 原則として、委託研究開発契約期間外に発生又は**支払われた経費**は認められません。発注、納品・検収、**支払**は、委託研究開発契約期間中に行ってください。  
⇒**3月末が支出の期限**となります（通常のプログラムでは5月末）。

- ただし、委託研究開発契約期間中に発生し、かつ、経費が確定しているものであって、委託研究開発契約期間中に支払いが行われていないことについて、相当の事由があると認められる場合に限り、当該経費の計上が可能です。

#### [計上が認められる例]

- 人件費における社会保険料等事業主負担分や不課税取引等に係る消費税相当額等の研究機関留保分
- 3月従事分の人件費（派遣社員も含む）
- 3月分の旅費、謝金、光熱水料、通信費、リース、レンタル料

## 8. 応募方法

- 増額支援申請様式をもとに、申請書を作成してください。  
様式は、「申請書」と「予算計画書」の2種類があります。
- 様式の記載要領は、様式内に青字で注釈・例示をしています。  
提出時には青字の注釈・例示は全て削除してください。
- 申請書はPDF形式で提出してください。  
予算計画書はPDF形式とExcel形式の2種類を提出してください。  
また、PDF ファイルには印刷制限やコピー制限等のセキュリティ設定をしないでください。
- 主幹機関から電子メールにて提出してください。  
提出先：E-mail：su-ecosys@jst.go.jp  
電子メールの件名は、「【EDGE-PRIME 申請】 プラットフォーム名」としてください。

メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対してメールにて返信します。  
電子メール送付から2営業日以内に受領通知が届かない場合は、エラーの確認のため送付後4営業日以内にご連絡をお願いします。

## 9. 審査の方法

- スタートアップ・エコシステム形成支援委員会により、ヒアリング審査を行います。  
ヒアリング審査予定日時：2023年3月6日（月）9時35分～11時55分、  
3月7日（火）9時5分～12時10分  
（※時間帯はJSTで指定させていただき、後日ご連絡いたします）
- ヒアリングは発表15分間、質疑20分間程度を予定しています。
- ヒアリング審査では、プログラム代表者、および本支援を中心となって推進する方に説明いただきます。その際、本支援に関わる共同機関の方も可能な範囲で出席していただきます。
- ヒアリング審査への参加は、主幹機関・共同機関・幹事自治体のみ可能です（協力機関の方は参加できません）。
- 審査は非公開で行われます。また、提案との利害関係者は当該提案の審査を担当しません。



## 10. 審査の観点①

### (1) 当初予算で目指すプラットフォームの姿への貢献

- ✓ 本支援での取組は、当初予算で実施しているスタートアップ・エコシステム形成支援で目指すプラットフォームの姿に貢献するものとなっているか。

### (2)アントレプレナーシップ教育プログラムの開発・運営

- ✓ 各PFにおいて、各機関で実施されている既存プログラムの実施状況を整理・分析したうえで、各プログラムの設計・運用の提案が行われているか。
- ✓ 開発・運営したプログラムの振り返り、課題抽出等といったプログラム改善のためのPDCAを回せるような取組が計画され、高校生等に適した効果的なプログラムの特色や課題等の特定を行う計画となっているか。
- ✓ プログラムのパッケージ化（ノウハウ伝承のための指導方法や教材のマニュアル化等）を行う計画となっているか。
- ✓ オンデマンドコンテンツを整備する等、希望する高校生等がいつでもどこでもアントレプレナーシップ教育に触れられるきっかけを構築する計画となっているか。

## 10. 審査の観点②

### (3) 体制の構築

- ✓ 各PFにおいて、計画したプログラムを最大限効果的に実施するための有機的な運営体制となっており、プログラムに関し量的・質的な両面で意欲的に実施できる体制になっているか。
- ✓ 高校生等へプログラムを提供するにあたり、希望する協力者（アントレプレナーシップ教育を受講した大学生、起業家および大学・高校等の教職員等）へ必要な研修を行い、協力者の人材プールを構築する等、協力体制を整備する計画となっているか。

### (4) 本取組に関する広報・イベント等の実施

- ✓ 積極的かつ効果的な広報が計画されているか。
- ✓ ノウハウの共有ができるようなコミュニティの形成や、ネットワーク構築イベント等が計画されているか。

### (5) プログラムの定着に向けた取組

- ✓ 本支援終了後も高校生等へ持続的にアントレプレナーシップ教育プログラムを提供できる仕組みを検討する計画は適切か。

### (6) 経費執行計画

- ✓ 経費執行計画は適切か。

## 11. 委員会構成（スタートアップ・エコシステム形成支援）

|      |         |   |
|------|---------|---|
| 委員長  | 北岡 康夫   | 大阪大学 共創機構 機構長補佐・教授                                  |
| 副委員長 | 山本 恵司   | JST プログラム主管、千葉大学 名誉教授                               |
| 委員   | 井上 浄    | 株式会社リバネス 代表取締役社長 CKO                                |
| 委員   | 北岡 侑子   | 日本ベンチャーキャピタル株式会社 専務執行役員                             |
| 委員   | 小宮山 利恵子 | 株式会社リクルート スタディサプリ教育AI研究所 所長                         |
| 委員   | 谷川 徹    | e.lab (イーラボ：Entrepreneurship Laboratory)代表、九州大学 元教授 |
| 委員   | 鳥羽 俊彦   | みずほ証券株式会社 デイレクター                                    |
| 委員   | 中野 圭介   | EDiX Professional Group パートナー                       |
| 委員   | 根本 義久   | 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 管理部 部長                          |
| 委員   | 横田 響子   | 株式会社コラボラボ 代表取締役                                     |
| 専門委員 | 山川 恭弘   | バブソン大学 准教授  |

## 12. 全体スケジュール（予定）

| 1月 |   |   |   | 2月  |   |   |   | 3月   |   |   |   | 4月  |   |   |   | 5月   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|------|---|---|---|
| 1  | 2 | 3 | 4 | 1   | 2 | 3 | 4 | 1  | 2 | 3 | 4 | 1   | 2 | 3 | 4 | 1    | 2 | 3 | 4 |
|    |   |   |   | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">募集期間</div><br>← 1ヶ月程度 →<br>【募集終了】<br>2月27日(月) |   |   |   | <br>ヒアリング<br>審査会 |   |   |   | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">計画書作成・<br/>契約手続き等</div> |   |   |   |      |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   |   |   | 結果通知   |   |   |   |   |   |   |   | 支援開始 |   |   |   |

募集終了：2023年2月27日（月）12時

ヒアリング審査：2023年3月6日（月）9時35分～11時55分、  
3月7日（火）9時5分～12時10分

（時間帯はJSTで指定させていただき、後日ご連絡いたします。）

結果通知：2023年3月下旬以降（電子メールで主幹機関宛てに通知します）

※ヒアリング審査と結果通知の日程は予定です。今後、変更となる場合があります。

## 13. 選定後の流れ

### (1) 計画書の作成・契約の締結

- 選定された機関は、提案内容に沿って計画書を作成し、機関と JST において新たに委託研究開発契約を締結します（当初予算による支援とは別に新規の計画書を作成いただき、新たな委託研究開発契約を締結します）。
- 委託研究開発契約期間外に発生、又は支払われた経費は認められません。

### (2) 委員会による進捗管理

- 本支援の進捗状況等は スタートアップ・エコシステム形成支援委員会により確認します。進捗報告会や面談等で進捗状況を報告いただきます。

### (3) 報告

- 終了時には完了報告書、および契約関連の各報告書をJSTに提出いただきます。
- JSTは、事業終了年度または事業終了の翌年度以降に事後評価、事業終了の翌年度以降に、当初予算による支援とは別に、本支援についての追跡調査を実施する場合があります。

### (4) その他

- 本増額支援要領に記載の無い事務手続等については、最新の事務処理説明書を確認してください。

## お問い合わせ先

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構  
産学連携展開部 START事業グループ

E-mail : [su-ecosys@jst.go.jp](mailto:su-ecosys@jst.go.jp)

# 参考

# 教育プログラムを実施するにあたっての調整（例）

- ✓ 教育プログラムは、**教育課程外・教育課程内のいずれで実施しても良く、学校外・学校内のいずれで実施してもかまいません。**
- ✓ 大学及び民間企業が主体で各プログラム実施する場合に、調整が必要な機関と具体的な調整内容について例示します。
- ✓ なお、各地域によって、実態は異なるため、例示に留めます。

|                       | 教育課程外   | 教育課程内  |
|-----------------------|---|--|
| 学校外<br>（インキュベーション施設等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体（知事部局）<br/>主にプログラム実施にあたっての連携、広報活動等について協力を求める際に調整。</li> <li>● 自治体（教育委員会）<br/>主にプログラム実施にあたっての連携、広報活動等について協力を求める際に調整。</li> <li>● 域内の各学校<br/>主にプログラム実施にあたっての連携、広報活動等について協力を求める際に調整。</li> <li>● プログラムを実施する施設等<br/>インキュベーション施設等で実施する場合は、当該施設と調整。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体（知事部局）<br/>主にプログラム実施にあたっての連携、広報活動等について協力を求める際に調整。</li> <li>● 自治体（教育委員会）<br/>実施内容全般について、どの学校でどのような内容で指導要領等との関係性について調整。</li> <li>● 実施先各学校<br/>実施内容全般について、教員のみならず校長等との調整。</li> <li>● プログラムを実施する施設等<br/>インキュベーション施設等で実施する場合は、当該施設と調整。</li> </ul> |
| 学校内                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体（教育委員会）<br/>実施内容全般について、どの学校でどのような内容で実施するのか調整。</li> <li>● 実施先各学校<br/>実施内容全般について、課程外のどの時間を活用するか、実施場所等を各学校と調整。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体（教育委員会）<br/>実施内容全般について、どの学校でどのような内容で指導要領等との関係性について調整。</li> <li>● 実施先各学校<br/>実施内容全般について、教員のみならず校長等との調整。</li> </ul>  |



# 本支援における受講者数のカウントについて

本支援でのアントレプレナーシップ人材育成プログラム等の受講者数のカウントにあたっては、以下の留意点を踏まえてください。

## 【単発のセミナーを毎週行う等、複数回繰り返すシリーズもののプログラムの場合】

半期等を通じて受講登録をするプログラムでなく、毎回受講登録をする等、受講者が1回1回変動する場合は、延べ人数でカウントしてよいこととします。受講者が固定されていれば、延べ人数でカウントできません。

## 【取得するデータについて】

各PFで実施するプログラムについて、実施時間数を取得すること（複数回開催されるプログラムの場合、各回の実施時間数も取得）。また、複数回にわたり実施するプログラムについては、1回以上受講者数、全日程修了者数のいずれもデータを取得すること。さらに、オンデマンドコンテンツについては別途受講者数を取得すること。

| △△セミナー   | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 |   |  |  |  |  |
|----------|-----|-----|-----|-----|---|--|--|--|--|
| 9名       | A   |     |     | A   |   |  |  |  |  |
|          | B   |     |     | B   |   |  |  |  |  |
|          | C   |     |     | C   | C |  |  |  |  |
|          | D   |     |     | D   |   |  |  |  |  |
|          | E   |     |     |     |   |  |  |  |  |
|          | F   |     |     | F   |   |  |  |  |  |
|          | G   |     |     | G   |   |  |  |  |  |
|          | H   | H   |     | H   |   |  |  |  |  |
|          |     |     | I   |     |   |  |  |  |  |
|          |     |     | J   | J   |   |  |  |  |  |
|          |     |     | K   | K   |   |  |  |  |  |
|          |     |     | L   |     | L |  |  |  |  |
|          |     |     | M   |     | M |  |  |  |  |
| 延べ受講者26名 | 8   | 6   | 7   | 5   |   |  |  |  |  |

半期などを通じて受講登録をするプログラムでなく、毎回受講登録をするなど、受講者が1回1回変動する場合は、延べ人数でカウントしてよい。

受講者数は26名（8 + 6 + 7 + 5）となります。